

三田市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第34条の6 省略 (寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 省略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第34条の8～第151条 省略 付 則</p> <p>第1条～第3条 省略 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第52条、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とする。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(以下本項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出</p>	<p>第1条～第34条の6 省略 (寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 省略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項<u>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第34条の8～第151条 省略 付 則</p> <p>第1条～第3条 省略 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の<u>年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)</u>とする。</p> <p>2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</u></p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合</p>

期限が当該年 5.5 パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該市民税に係る第 52 条の規定による延滞金にあつては、当該年 5.5 パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第 52 条に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、同条及び前条の規定にかかわらず、当該年 7.3 パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合 (当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合) とする。

2 省略

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第 4 条の 2 当分の間、租税特別措置法第 40 条第 3 項後段 (同条第 6 項から第 9 項までの規定によりみなして適用する場合を含む。) の規定の適用を受けた同法第 40 条第 3 項に規定する公益法人等 (同条第 6 項から第 9 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。) を同法第 40 条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産 (租税特別措置法第 40 条第 6 項から第 9 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。) に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第 5 条～第 7 条の 3 省略

第 7 条の 3 の 2 平成 22 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合 (居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 25 年までの各年である場合に限る。) において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2～3 省略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第 7 条の 4 第 34 条の 7 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第 314 条の 7 第 2 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 34 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山

を含む。) の規定により延長された法第 321 条の 8 第 1 項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により延長された法第 321 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限が当該年 5.5 パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該市民税に係る第 52 条の規定による延滞金にあつては、当該年 5.5 パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第 52 条に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、同条及び前条第 2 項の規定にかかわらず、当該年 7.3 パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合 (当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合) とする。

2 省略

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第 4 条の 2 当分の間、租税特別措置法第 40 条第 3 項後段 (同条第 6 項から第 10 項までの規定によりみなして適用する場合を含む。) の規定の適用を受けた同法第 40 条第 3 項に規定する公益法人等 (同条第 6 項から第 10 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。) を同法第 40 条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産 (租税特別措置法第 40 条第 6 項から第 10 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。) に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第 5 条～第 7 条の 3 省略

第 7 条の 3 の 2 平成 22 年度から平成 39 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合 (居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 29 年までの各年である場合に限る。) において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項 (同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2～3 省略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第 7 条の 4 第 34 条の 7 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第 314 条の 7 第 2 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 34 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山

林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第 16 条の 3 第 1 項、付則第 16 条の 4 第 1 項、付則第 17 条第 1 項、付則第 18 条第 1 項、付則第 19 条第 1 項又は付則第 20 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 34 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項に定めるところにより計算した金額とする。

第 8 条～第 17 条 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 17 条の 2 省略

2 省略

3 第 1 項 (前項において準用する場合を含む。) の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の 2 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 37 条、第 37 条の 4 から第 37 条の 7 まで又は第 37 条の 9 の 2 から第 37 条の 9 の 5 までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第 17 条の 3～第 22 条 省略

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第 22 条の 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。)第 11 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第 11 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、付則第 17 条第 1 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条(震災特例法第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第 31 条第 1 項」とあるのは「租税特別措置法第 31 条第 1 項」と、付則第 17 条の 2 第 3 項中「第 37 条の 9 の 5 まで」とあるのは「第 37 条の 9 の 5 まで(震災特例法第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)」と、付則第 17 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項」とあるのは「震災特例法第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項」と、付則第 18 条第 1 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条(震災特例法第 11 条の 6 第 1 項

林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第 16 条の 3 第 1 項、付則第 16 条の 4 第 1 項、付則第 17 条第 1 項、付則第 18 条第 1 項、付則第 19 条第 1 項又は付則第 20 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 34 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第 8 条～第 17 条 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 17 条の 2 省略

2 省略

3 第 1 項 (前項において準用する場合を含む。) の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の 2 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 37 条、第 37 条の 4 から第 37 条の 7 まで、第 37 条の 9 の 4 又は第 37 条の 9 の 5 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第 17 条の 3～第 22 条 省略

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

第 22 条の 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第 11 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第 1 項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第 11 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、付則第 17 条、付則第 17 条の 2、付則第 17 条の 3 又は付則第 18 条の規定を適用する。

付則第 17 条第 1 項	第 35 条第 1 項	第 35 条第 1 項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号)第 11 条の 6 第 1 項の規
---------------	-------------	---

の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第 32 条第 1 項」とあるのは「租税特別措置法第 32 条第 1 項」として、付則第 17 条、付則第 17 条の 2、付則第 17 条の 3 又は付則第 18 条の規定を適用する。

		定により適用される場合を含む。)
	同法第 31 条第 1 項	租税特別措置法第 31 条第 1 項
付則第 17 条の 2 第 3 項	第 35 条の 2 まで、 第 36 条の 2、第 36 の 5	第 34 条の 3 まで、第 35 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）、第 35 条の 2、第 36 条の 2 若しくは第 36 条の 5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）
付則第 17 条の 3 第 1 項	租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項
付則第 18 条第 1 項	第 35 条第 1 項	第 35 条第 1 項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第 32 条第 1 項	租税特別措置法第 32 条第 1 項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第 11 条の 6 第 2 項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第 2 項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第 27 条の 2 第 4 項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた付則第 17 条、付

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3及び付則第7条の3の2の規定の適用については、付則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「震災特例法第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における付則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、付則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

以下省略

則第17条の2、付則第17条の3又は付則第18条の規定を適用する。

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3及び付則第7条の3の2の規定の適用については、付則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「震災特例法第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における付則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、付則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

以下省略

三田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第2条 省略	第1条～第2条 省略

(延滞金の納付等)

第 3 条 分担金等を納期限後に納付する者(以下「納付者」という。)は、法第 231 条の 3 第 1 項の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年 14.6 パーセント(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日以前の期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 市長は、納付者が納期限までに納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

第 4 条 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる納付金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 延滞金の確定金額に 10 円未満の端数があるとき、又はその全額が 10 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第 5 条 省略
付 則

1 この条例は、昭和 41 年 6 月 1 日から施行し、この条例施行の際現に納期限を経過している歳入に係る延滞金から適用する。

2 この条例施行の際現に納期限を経過している歳入に係る延滞金額は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から納付の日までの期間に応じ、第 3 条第 1 項の規定により計算した金額に相当する金額とする。延滞金額を計算する場合において施行日前に督促状を発しているとき、施行日において督促状を発したものとみなす。

(延滞金の納付等)

第 3 条 分担金等を納期限後に納付する者(以下「納付者」という。)は、法第 231 条の 3 第 1 項の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年 14.6 パーセント(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日以前の期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

3 市長は、納付者が納期限までに納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第 1 項の延滞金額を減免することができる。

第 4 条 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる納付金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその金額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 延滞金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第 5 条 省略
付 則

(施行期日等)

1 この条例は、昭和 41 年 6 月 1 日から施行し、この条例施行の際現に納期限を経過している歳入に係る延滞金から適用する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に納期限を経過している歳入に係る延滞金額は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から納付の日までの期間に応じ、第 3 条第 1 項の規定により計算した金額に相当する金額とする。延滞金額を計算する場合において施行日前に督促状を発しているとき、施行日において督促状を発したものとみなす。

(延滞金の割合等の特例)

3 当分の間、第 3 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6

パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。

三田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第 1 条～第 10 条 省略 (延滞金)</p> <p>第 11 条 市長は、第 6 条第 3 項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.5 パーセント(納付期日の翌日から 1 月を経過するまでの期間の日数については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p>2 市長は、受益者が納期限までに負担金を納付しなかつたことについて、やむを得ない事由があると認めるときには、延滞金を減免することができる。</p> <p>第 12 条～第 13 条 省略 付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行前に施行された事業の部分については、当該公告に係る区域を第 5 条の規定による賦課対象区域とみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>3 阪神間都市計画新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業及び土地区画整理事業による施行地域(北摂三田ニュータウン南地区、中央地区、西地区、テクノパーク地区及び第 2 テクノパーク地区)については、この条例を適用しないものとする。</p>	<p>第 1 条～第 10 条 省略 (延滞金)</p> <p>第 11 条 市長は、第 6 条第 3 項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.5 パーセント(納付期日の翌日から 1 月を経過するまでの期間の日数については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p><u>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。</u></p> <p>3 市長は、受益者が納期限までに負担金を納付しなかつたことについて、やむを得ない事由があると認めるときには、延滞金を減免することができる。</p> <p>第 12 条～第 13 条 省略 付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前に施行された事業の部分については、当該公告に係る区域を第 5 条の規定による賦課対象区域とみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>3 阪神間都市計画新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業及び土地区画整理事業による施行地域(北摂三田ニュータウン南地区、中央地区、西地区、テクノパーク地区及び第 2 テクノパーク地区)については、この条例を適用しないものとする。</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p><u>4 当分の間、第 11 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下こ</u></p>

の項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

三田市生活排水処理事業受益者分担金徴収条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第8条 省略 (延滞金)</p> <p>第9条 市長は、第5条第3項の納付期日までに分担金を納付しないものがあるときは、当該分担金の額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納付期日の翌日から1月を経過するまでの期間の日数については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p>2 市長は、受益者が納期限までに分担金を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第10条～第11条 省略 付 則</p> <p>この条例は、平成6年11月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第8条 省略 (延滞金)</p> <p>第9条 市長は、第5条第3項の納付期日までに分担金を納付しないものがあるときは、当該分担金の額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納付期日の翌日から1月を経過するまでの期間の日数については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 市長は、受益者が納期限までに分担金を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第10条～第11条 省略 付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成6年11月1日から施行する。 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>2 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合に</p>

あつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

三田市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第21条 省略 付 則 1～9 省略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>10 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p>	<p>第1条～第21条 省略 付 則 1～9 省略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>10 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

三田市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第9条 省略 付 則 1～3 省略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p>	<p>第1条～第9条 省略 付 則 1～3 省略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合に</p>

あつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。